

宮城県社会福祉協議会からの平成18年度事業に関する提言に係る回答

提 言 内 容	担 当 課	回 答
1 市町村社会福祉協議会への支援について		
(1)市町村社会福祉協議会に関する市町村への福祉施策誘導	地域福祉課	<p>市町村地域福祉計画の策定に対し、県は市町村の求めに応じて助言等の支援を行うこととしている。</p> <p>また、県が地域福祉活動に関する事業を行う際には、市町村や市町村社会福祉協議会の参画を得て実施し、市町村と市町村社会福祉協議会の連携の下、地域で継続的に地域福祉活動が展開されるよう施策誘導を図る。</p>
(2)市町村社会福祉協議会体制強化サポート事業の創設	社会福祉課	<p>地域福祉サービスの質的・量的確保が喫緊の課題の中、地域福祉推進の中核機関である県社会福祉協議会が、地域福祉推進の直接的な担い手である市町村社会福祉協議会に対し、必要に応じて、これまで以上に、強力に支援・指導されることを期待している。</p> <p>なお、「福祉サービスコンサルティング事業」は、県の厳しい財政状況等から補助することは難しく、市町村等が地域の実情等により主体的に取り組まれる際に市町村等の求めに応じて助言等の支援を行うこととしている。</p>
(3)市町村社会福祉協議会の計画策定に関する支援	地域福祉課	<p>市町村地域福祉計画の策定に対し、県は市町村の求めに応じて助言等の支援を行うこととしている。</p> <p>市町村地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、相互に連携を図ることが重要であると考えており、県が助言等を行う際には、そうした点にも配慮するよう働きかけていく。</p>
2 権利擁護について		
(1)運営適正化委員会の民間団体委託を可能にする法改正への働きかけ	社会福祉課	<p>運営適正化委員会は県社協に設置されるが、県社協会長の指揮下ではない。事務局も人事権を除いて同様であり、県社協が事業型社協であったとしても中立性・公平性の確保とは関係がないものと思われる。</p> <p>また、委員若しくは事務局職員が県社協が提供する福祉サービスに対する苦情を県社協に情報提供した場合、社会福祉法施行令第13条に規定する秘密保持義務違反になる。</p> <p>この場合は、委員の解任等により委員会の適正運営を確保すべきと思われる。</p> <p>なお、困難事例等への対応については、今年度から調査業務等の一部委託を認めたところであり、効果等を見極めた上で対応したい。</p>
(2)成年後見制度の市町村申立の活性化	長寿社会政策課	高齢者の権利擁護を図るために、市町村が行う地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、県の保健福祉事務所単位で、虐待防止に向けた地域でのネットワークづくりのための検討会を開催し、成年後見制度の普及啓発等を行う。

提 言 内 容	担 当 課	回 答
		その他、地域包括支援センター職員の研修、専門相談窓口の設置等を実施する。
(3)総合的な権利擁護センターの創設の必要性	地域福祉課	<p>高齢者や障害者等に関する権利擁護については、虐待や財産管理問題が深刻化していることや新しい成年後見制度の活用が低調であること、地域包括支援センターで権利擁護事業が実施される予定であることなどの状況にあることから、県としても総合的な権利擁護センターのような機能の必要性は認識している。</p> <p>しかし、センターの実施主体やその中立・公平性の確保の問題、県と市町村や民間団体等との役割分担の整理など、今後検討すべき課題も多いことから、県社会福祉協議会も含めた関係者等と十分に協議をしながら、県としてもできることから関わっていきたい。</p>
3 県の新規事業について		
(1)児童デイサービス事業所への職員加配事業の創設	障害福祉課	今後、障害児の障害程度区分が検討されることとなっており、国の動向を踏まえ、適切に対応していきたい。
(2)都道府県が実施主体となる相談支援事業	障害福祉課	<p>相談支援事業については、一般的な相談支援は市町村が行い、県は、主に専門性の高い相談支援及び広域的支援を担うこととなるため、県内における現在の相談支援体制を市町村と協議しながら、新しい制度に適合したものに見直していきたい。</p> <p>地域包括支援センターの活用については、今後の検討課題として検討していきたい。</p>
(3)重症心身障害児者通園事業B型の実施	障害福祉課	仙台・栗原両圏域における当該事業の実施については、圏域内の在宅重症者等のニーズを把握し、動向を見据えながら検討していきたい。
(4)高次脳機能障害者への包括的支援	障害福祉課	<p>平成18年度の高次脳機能障害者支援事業については、平成17年度までのモデル事業における成果をもとに、リハビリテーション支援センターの新規事業として、拠点病院等と連携しながら相談事業、研修事業、訓練プログラムの実施等事業を展開することとしている。</p> <p>なお、高次脳機能障害者普及支援事業については、障害者自立支援法における都道府県地域生活支援事業として位置づけられたところである。</p>
(5)みやぎ知的障害者施設解体宣言に伴う地域生活移行支援推進事業の創設	障害福祉課	<p>地域移行を進めるため、家族との話し合いを随時実施し、特に利用者個々の地域移行計画について、家族の理解を得られるよう、県社協においても努力されたい。</p> <p>また、施設間や各圏域のコーディネーターの連携について、障害者自立支援法の制度改革を踏まえ検討していきたい。</p>

提 言 内 容	担 当 課	回 答
(6)新たな制度を見越したモデル的事業の実施（共同生活介護の事業展開）	障害福祉課	<p>障害者自立支援法において、共同生活介護(ケアホーム)が制度化されることとなっており、それらを活用して、地域生活移行が進められるものと考えている。</p> <p>また、介護保険法との整理については、今後検討が進められるものと考えている。</p> <p>なお、県では平成15年度から平成17年度にかけて、重度重複障害(児)者が地域と関わりながら自分らしい生活を安心して生活できる場として、共生型グループホームの運営をモデル事業として実施しており、この事業を通じて得られた知識・経験により技術的支援や情報提供を行い地域生活に取り組む市町村等を支援していく。</p>
4 県立社会福祉施設のあり方について		
(1)触法・虞犯障害者への支援	障害福祉課	制度の狭間にある触法・虞犯障害者への支援については、全国レベルの重要な課題と認識している。
(2)宮城県第二啓佑学園入所者の地域生活移行	障害福祉課	<p>宮城県第二啓佑学園のあり方については、指定管理者として、先駆的な方向性を取りまとめ、県に具体的な提案をお願いしたい。</p> <p>県としては、障害者自立支援法での制度改革を踏まえ、施設のあり方をトータルに検討していきたい。</p>
5 その他		
(1)障害者の雇用施策の推進（知的障害者を雇用する特例子会社の設置促進）	障害福祉課	県としても、国や民間事業者との協力を得ながら、雇用施策と福祉施策との連携を図るとともに、特例子会社設置促進を働きかけるなど、障害者の就労拡大に取り組んでいく。
(2)改正介護保険法に係る地域密着型の福祉サービスの整備促進	地域福祉課	<p>県では、これまで重度・重複障害者が、知的障害者や認知症高齢者とともに役割を持ちながら地域で生活する共生型グループホームながさかの運営、また県内各地に年齢や障害を越えた地域密着型の施設をモデル的に整備してきた。</p> <p>今後は、これらモデル施設を拠点に住民参加の地域づくりを進め共生型の思想を普及させるとともに、地域生活支援や地域力の向上といった観点から先導的な取組みをモデル事業として支援していく。</p>
(3)福祉施策に係る宮城県と仙台市の福祉パートナーシップ	保健福祉総務課	<p>福祉施策については、生活形態・ニーズの多様化、住民意識の平準化等により、圏域を超えた行政需要が増大している。そのような状況下で、住民サイドの視点に立ち、政令指定都市である仙台市と広域的な視点で調整・計画する必要性があるものと認識している。</p> <p>そのため、県保健福祉部長及び仙台市健康福祉局長をトップとする「宮城県・仙台市保健福祉連絡会議」を毎年定</p>

提言内容	担当課	回答
		<p>期的に開催し、保健福祉行政全般に関する情報交換や総合調整を行っているところである。</p> <p>また、個別的な懸案事項等についても、それぞれ担当セクション毎（担当課や担当班）に隨時調整を図っている状況である。</p> <p>今後とも、社会経済動向や社会保障制度全般の変遷を踏まえ、福祉施策に係るより強固なパートナーシップを構築していきたい。</p>
(4)三障害一元化のもとに実施される福祉サービスのあり方について	障害福祉課	今後、障害の種別を超えて質の高いサービスを提供しうる人材を育成するための研修を実施する。
(5)精神障害者の福祉サービスの向上	障害福祉課	<p>精神障害者のグループホームについては、これまでにも充実に努めてきたが、なお、不足していることから、市町村、事業者に対する研修等技術支援を図るなど、設置拡大を取組む市町村等を支援してまいりたい。</p> <p>精神障害者の小規模作業所については、障害者自立支援法の中で、地域活動支援センターに移行することにより、機能強化・法定施設化が図れることとなる。また、就労訓練等の新体系サービスに移行することも可能とされている。こうした事業を活用しながら関係機関と連携し事業を推進するよう市町村等に働きかけてまいりたい。</p>
(6)精神障害者の生活訓練、及び地域生活支援機能の設置拡大	障害福祉課	<p>精神障害者の生活訓練については、障害者自立支援法の中で自立訓練（生活訓練）事業として整理されており、県とともに市町村とともに民間法人等に事業の実施を働きかけたい。</p> <p>また、相談支援事業は、障害者自立支援法の整理では、地域生活支援事業として専門性の高い相談支援及び広域的支援が県の役割とされている。</p> <p>一方で、一般的な相談支援については、市町村の必須事業とされており、今後は身近な地域での相談支援体制が確立されるよう、県として、地域の実情に併せ、広域調整を図っていく必要があるものと考えている。</p>
(7)元気高齢者の生きがい等に関わる事業	長寿社会政策課	団塊世代を含めた元気シニアの活力を地域社会に貢献してもらうための環境づくりを進めるため、まず、県社協が運営するみやぎシニアカレッジの充実を図るほか、県社協が有する様々な資源やネットワークを活用して元気シニアの活躍できる場の情報提供を新たに実施する。
(8)普遍的介護保険における行政からの主体的取り組みの必要性	地域福祉課、介護保険室、障害福祉課	<p>県では、普遍的介護保険の実現に向けて意見反映を行うよう、あらゆる機会を通じて国に要望しているところである。</p> <p>なお、共生型グループホームの運営をモデル事業として実施しており、今後、この事業を通じて得られた知識・経</p>

提 言 内 容	担 当 課	回 答
		<p>験・技術等を活かしていきたいと考えている。</p> <p>さらに、制度の狭間にある触法・虞犯障害者への支援については、全国レベルの重要な課題と認識している。</p>
(9)長期生活支援資金貸付金返済時の代物弁済による税対策	社会福祉課	<p>提言のとおり、非課税が妥当ではないかと思われる。</p> <p>厚生労働省に対して、売却時に生ずる損益の処理も含めて問題提起を行っているところである。</p> <p>国の対応をふまえつつ、県税及び市町村税についても働きかけを行っていきたい。</p>
(10)障害者の就労支援関係施策の推進	障害福祉課	<p>障害者自立支援法では、雇用施策と福祉施策の連携強化が謳われ、新たな就労支援策も創設された。</p> <p>障害者雇用促進法の改正に併せて創設された地域障害者就労支援事業では、ハローワークが福祉施設等と連携して、個々の障害者に応じた支援計画を策定し、就職や職場定着を支援することなどが検討されており、県としても生活と就労の両面から障害者の就労支援を推進していく。</p>